算式の符号

［略］

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、山村振興法第14条、地方拠点法第12条、特定農山村法第16条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６の規定（以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

［略］

D　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

［略］

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条並びに令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

［略］

O　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

［略］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特

算式の符号

［同左］

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第64条及び令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、山村振興法第14条、地方拠点法第12条、特定農山村法第16条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６の規定（以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

［同左］

D　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

［同左］

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条並びに令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

［同左］

O　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

［同左］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特